

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年 8月 14日

案件名	相模原市橋りょう長寿命化修繕計画(改定版)について										
所管	都市建設	局区	道路	部	路政	課	担当者		内線		
概要	<p>「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画」は平成23年度に策定し、平成24年度から同計画に基づき点検、修繕、耐震補強の事業を実施しているが、5年が経過し点検が概ね1巡したことから、この点検結果を基に修繕計画の見直しを行うとともに、道路法施行規則の平成26年3月の改正内容である近接目視による点検の義務化などに対応するもの。</p> <p>また、同計画において耐震補強事業は、123橋を対象に落橋防止対策(STEP1)を行い、一定の対策を行った後、計画を見直し全ての橋りょうを対象とした耐震補強事業(STEP2)を実施することとしていたが、STEP1の約半数が完了したことから、STEP2において目標とする耐震性能や補強内容、対象橋りょうを検討し計画を見直すもの。</p>										
審議内容(論点)	<p>相模原市橋りょう長寿命化修繕計画の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 改定内容について(点検、修繕、耐震) 事業費について 事業スケジュールについて 										
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名	施策42 地域を支える交通環境の充実「橋りょう長寿命化事業」								
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	7月	24日	政策調整会議		年		月	日	
	局・区経営会議	平成29年	8月	21日	政策会議		年		月	日	
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供			なし		
	パブリックコメント	なし	時期	議会への情報提供			資料提供	平成29年9月			
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし					
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況				
	関係部局との調整										
	打合せ・会議の経過										
	月日	会議名等				内容					
	平成28年度	相模原市橋りょう長寿命化修繕計画策定検討部会				計画の改定内容について(5回開催)					
	平成29年2月、3月	学識経験者からの意見聴取				計画の改定内容について(2名から各2回)					
H29.7.11	道路会議				計画の改定内容について						
H29.7.24	関係課長会議				計画の改定内容について						
備考											
関係課長会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(局経営会議)										
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課	企画政策課	経営監理課	財務課	道路計画課	緑土木事務所	津久井土木事務所	中央土木事務所	南土木事務所	都市建設総務室	路政課
これまでの庁議での主な意見	<p>< 関係課長会議 > 7月21日に技術基準が改定されたことにより、「耐震性能」という表現が別の表現となったことから、目標とする耐震性能の表現を修正する。</p> <p>都市建設局内における当該事業の財源の確保の考え方は、市民の方や議会においても関心の高い事業であり、当該事業について、他部局の理解を得られるよう説明に努めるとともに、財源確保の調整を図っていきたい。</p> <p>「公共施設等適正管理推進事業債」は期間が決まっているが、当該事業への充当を考えているが、当該起債は交付金対象とならない長寿命化事業が対象で、期間は5年間となっている。橋りょうの事業については「防災・安全交付金」の重点配分対象となっており、当該起債の対象外となる。</p> <p>策定期を平成29年9月とする意図は、現行の計画では、平成30年からの交付要件で「防災・安全交付金」の重点配分対象とならない可能性があるため、当該交付金の要望時期(10月頃)までに計画を改定することを目指している。</p> <p>現在までの点検の結果、健全性の橋は現在どのようになっているのか。法改正前の平成25年度の点検で健全性 相当となった2橋については修繕を完了しており、平成27年度の法定点検で健全性 となった1橋については、今年度架け替え工事を行う予定である。</p> <p>< 事務事業調整会議 > 意見なし</p>										

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

「相模原市橋りょう長寿命化修繕計画」は平成23年度に策定し、平成24年度から同計画に基づき点検、修繕、耐震補強の事業を実施しているが、5年が経過し点検が概ね1巡したことから、この点検結果を基に修繕計画の見直しを行うとともに、5年に1度の近接目視による点検や4段階の健全性の分類を盛り込むことで、平成26年3月に改正された道路法施行規則に対応するもの。

また、同計画において耐震補強事業は、123橋を対象に落橋防止対策(STEP1)を行い、一定の対策を行った後、計画を見直し全ての橋りょうを対象とした耐震補強事業(STEP2)を実施することとしていたが、STEP1の約半数が完了したことから、STEP2において目標とする耐震性能や補強内容、対象橋りょうを検討し計画を見直すもの。

(2) 主な改定ポイント

橋りょう数について

- ・並んでいる上部構造が異なる橋を複数の橋として数えることとし、新規架設や撤去した橋を含め計画の対象橋りょう数を627橋から677橋に変更した。

修繕計画について

- ・点検方法を道路法施行規則に合わせ、5年に1回の頻度で近接目視により点検し、健全性の診断を行い、その結果を4段階(~)で分類することとした。
- ・短期に実施する修繕の実施計画を過去5年間の点検結果から作成を行うこととした。

耐震計画について

- ・STEP2では、道路橋示方書に示す橋の重要度に応じて、橋の安全性、供用性、修復性の観点から求められる耐震性能を設定し、耐震補強を行うこととした。

(3) 事業経費・財源

事業内訳(計画期間10年間の平均)

点検費:1.3億円、修繕費:3.7億円、更新費:0.1億円、耐震費:2.7億円

財源内訳

		事業費合計 (年平均)	今後の想定財源内訳 (年平均)	
			特定財源	一般財源
橋りょう長寿命化事業費	1~4年間	約6.0億円	約4.3億円	約1.7億円
	5~10年間	約9.0億円	約6.7億円	約2.3億円
	現状 (H29予算)	約6.2億円	約4.7億円	約1.5億円

(4) 財源確保の考え方

「社会資本整備総合交付金」の活用(補助率50%・55%)

「公共事業等債」の活用(充当率90%、交付税措置50%)

「防災対策事業債(公共施設等耐震化事業)」の活用(充当率90%、交付税措置50%)

(5) 事業スケジュール

平成29年7月~ 庁議

平成29年9月 計画策定、議会への情報提供

平成30年4月~ 計画に基づき事業を実施

(6) 事業実施の効果

長寿命化を図ることにより維持管理費用の縮減が可能

「点検・診断・措置・記録」といったメンテナンスサイクルを推進し、

橋りょうを常時良好な状態に保つことで地域道路網の安全性と信頼性の確保が可能

橋りょうの耐震性を向上させることで、緊急輸送路としての機能が確保され、災害時の活動の円滑化が図られることにより被害を軽減させることが可能

都市建設局経営会議 議事録

開催日 平成 29 年 8 月 21 日

出席者 小星副市長、都市建設局長、まちづくり計画部長、広域交流拠点推進部長、まちづくり事業部長、道路部長、下水道部長、都市建設総務室長、路政課長

1 相模原市橋りょう長寿命化修繕計画（改定版）について

（説明者：道路部長）

（1）主な意見等

事業費については、国の交付金の交付額等を勘案して、計画通りに事業を進められるよう財源の確保に努めてほしい。

修繕計画における管理手法について、緊急輸送道路を構成する橋のグループで「事後保全型」とあるが、「予防保全型」が適当のように思う。県の修繕対応の表現も確認して、表現には工夫が必要と考える。

全ての橋りょうについて「予防保全型」が前提であるが、学識経験者の意見等も踏まえて管理手法を検討した。

議会への情報提供だけでなく報道への情報提供も行った方がよいのではないかと実施する。

（2）結 果

原案のとおり承認する。

以 上